

# 貞静学園短期大学 授業料等減免規程

(目的)

第1条 この規程は、貞静学園短期大学（以下「本学」という。）の入学者及び学生に対して、授業料等を減免することにより、有為な人材の育成に資すると共に、保護者等に対して、その経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における授業料等とは、本学学則に定められた入学金及び授業料のことをいう。

(授業料等の特待減免)

第3条 授業料等の特待減免の内容及び当該減免を受けるための資格等は以下のとおりとする。

(1) 総合型チャレンジ特待

総合型選抜1期、2期に実施する合格者について、作文の評価により決定する。評価区分ごとの授業料の減免額は次のとおりとする。

評価区分	A	B	C
授業料減免額	500,000	200,000	100,000

(2) 指定校特待

学校推薦型選抜（指定校制）の合格者のうち、評定平均値及び出欠席数の評価基準に該当する者を対象とする。評価区分ごとの授業料の減免額は次のとおりとする。

評価区分		A	B	C
評価基準	評定平均値	4.3以上	3.7以上	3.2以上
	出欠席数	皆 勤	5日以内	10日以内
授業料減免額		500,000	200,000	100,000

(3) 内部生特待

貞静高校内部進学選考の合格者のうち、評定平均値及び出欠席数の評価基準に該当する者を対象とする。評価区分ごとの入学金の減免額は次のとおりとする。

評価区分		S	A	B	C
評価内容	評定平均値	4.0以上	3.5以上	3.2以上	評定評価条件なし
	出欠席数	皆 勤	皆 勤	10日以内	出欠席条件なし
入学金減免額		250,000	200,000	125,000	80,000

2 前項第1号及び第2号の授業料の減免は、1年次は前期分授業料から減免額の2分の1を差引くものとする。2年次は後期分授業料から減免額の2分の1を差引くものとする。

3 第1項第3号の入学金の納入は、入学手続き時に、入学金減免額を差引いた金額とする。

(貞静学園短期大学家族奨学金)

第4条 次のいずれかに該当する者は、初年度の各期において納入すべき授業料の2分の1の減免を受けることができる。

- (1) 本学卒業者の子及び弟妹。
  - (2) 貞静学園保育福祉専門学校(前身校を含む。)卒業者の子及び弟妹。
  - (3) 入学者の兄弟姉妹が本学に在学中の者。
- 2 授業料の納入は、初年度の各期において、減免額を差引いた金額とする。

(社会人入試優遇制度)

第5条 社会人入試の入学者は、入学金より200,000円の減免を受けることができる。

- 2 入学金の納入は、減免額を差引いた金額とする。

(家賃補助制度)

第6条 遠隔地(通学時間が概ね片道2時間以上の地域)からの入学者であって、保護者の元を離れ一人暮らしをする自宅外通学者に対し、以下のとおり家賃補助制度を設ける。

- 2 家賃補助額は、月額15,000円(年額180,000円)を上限として、年次ごとに月額に居住月数を乗じて算出する。但し、家賃補助を受ける期間は正規の修業年限を上限とする。
- 3 2年次に継続して家賃補助を希望する学生は、進級時に再度書類を提出し申請するものとする。
- 4 家賃補助は、授業料から家賃補助額の減免により行うものとし、1年次、2年次とも後期授業料から減免額を差引くものとする。
- 5 次の号の一に該当したときは、家賃補助制度による授業料の減免を取り消すものとする。
  - (1) 申請事項に虚偽内容が確認された場合
  - (2) 賃貸住宅を引き払った場合
  - (3) 退学・休学・除籍・停学処分となった場合
  - (4) 本人から辞退の申し出があった場合
  - (5) その他、本学が正当な理由に基づき取消しを決定した場合

(重複適用の可否)

第7条 授業料等の減免について、重複適用の可否は次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第2号「指定校特待」と同条同項第3号「内部生特待」の重複適用は可とする。
- (2) 第3条の授業料等の減免及び第5条「社会人入試優遇制度」と第4条「貞静学園短期大学家族奨学金」の重複適用は不可とする。
- (3) 第3条の授業料等の減免と第4条「貞静学園短期大学家族奨学金」については、それぞれ高等教育の修学支援新制度との重複適用は不可とする。
- (4) 第3条第1項第1号「総合型チャレンジ特待」と第6条「家賃補助制度」の重複適用は可とする。
- (5) 第6条「家賃補助制度」と高等教育の修学支援新制度との重複適用は可とする。但し、減免額は授業料を超えないものとする。

2 前項第2号及び第3号については、該当するいずれかの制度を選択するものとする。

(授業料等の減免申請手続)

第8条 第3条第1項各号及び第5条により授業料等の減免を受けようとする者は、合格発表後入学手続までに、次の各号に定める申請書を、学長を経て理事長に提出しなければならない。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 第1号「総合型チャレンジ特待」 | 授業料減免申請書(様式第1号) |
| (2) 第2号「指定校特待」      | 授業料減免申請書(様式第2号) |
| (3) 第3号「内部生特待」      | 入学金減免申請書(様式第3号) |

2 前項第1号「総合型チャレンジ特待」又は第2号「指定校特待」に該当し、1年次の成績基準等を満たした者は、2年次前期に2年次授業料減免申請書(様式第1-2号又は様式第2-2号)を提出するものとする。成績基準等については本学の教授会において別に定める。

3 第4条第1項各号により授業料の減免を受けようとする者は、合格発表後入学手続までに、貞静学園短期大学家族奨学金 授業料減免申請書(様式第4号)を、本学又は専門学校の卒業を証明できる書類(写し可)並びに卒業者又は入学者の兄弟姉妹と入学者の住民票(続柄記載)を添えて、学長を経て理事長に提出しなければならない。

4 第5条「社会人入試優遇制度」により入学金の減免を受けようとする者は、合格発表後入学手続までに、社会人入試 入学金減免申請書(様式第5号)を、学長を経て理事長に提出しなければならない。

5 第6条「家賃補助制度」により家賃補助を受けようとする者は、合格発表後入学手続までに、家賃補助制度 授業料減免申請書(様式第6号)を、賃貸借契約書(写し)及び住民票(続柄記載)を添えて学長を経て理事長に提出しなければならない。2年次に継続して家賃補助を希望する者は、進級時に家賃補助制度 2年次授業料減免申請書(様式第6-2号)を、賃貸借契約書(写し)及び入居の事実を確認できる書類(公共料金領収書等(写し))を添えて、学長を経て理事長に提出しなければならない。

6 理事長は、授業料等の減免申請書(様式第1号、1-2号、2号、2-2号、3号、4号、5号、6号及び6-2号)が提出された場合は、その減免の可否を決定する。

(施行細則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日より施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、令和2年4月1日制定の「貞静学園短期大学 授業料等減免規程」は、これを廃止する。
- 3 令和6年度までの入学生については、なお従前の例により取り扱うものとする。

(様式第1号)

総合型チャレンジ特待 授業料減免申請書兼決定書

年 月 日

学校法人 貞静学園

理事長 朴木 一史 殿

申請者 (保護者)

〒

住所

氏名

印

電話番号

私は、貞静学園短期大学授業料等減免規程第3条第1項第1号に基づき、下記のとおり授業料の減免を申請致します。

記

1. 受験番号 No. \_\_\_\_\_
2. 入学者氏名 \_\_\_\_\_
3. 減免理由 及び 減免内容 (該当番号に○をつけること。)
  - 1 総合型チャレンジ特待A (授業料 500,000 円免除)  
入学試験の作文がA評価である者
  - 2 総合型チャレンジ特待B (授業料 200,000 円免除)  
入学試験の作文がB評価である者
  - 3 総合型チャレンジ特待C (授業料 100,000 円免除)  
入学試験の作文がC評価である者

上記のとおり決定する。

年 月 日

学校法人 貞静学園  
理事長 朴木 一史

(様式第1-2号)

総合型チャレンジ特待 2年次授業料減免申請書兼決定書

年 月 日

学校法人 貞静学園

理事長 朴木 一史 殿

申請者 (保護者)

〒

住所

氏名

印

電話番号

私は、貞静学園短期大学授業料等減免規程第3条第1項第1号に基づき、下記のとおり授業料の減免を申請致します。

記

1. 学籍番号 No. \_\_\_\_\_

2. 学生氏名 \_\_\_\_\_

3. 成績評価 (学修成果の評価等)

GPA 値 \_\_\_\_\_ (1年次のGPA値を記載すること。)

4. 特待生区分 (入学時の該当番号に○をつけること。)

1 総合型チャレンジ特待A (授業料 500,000 円免除)

2 総合型チャレンジ特待B (授業料 200,000 円免除)

2 総合型チャレンジ特待C (授業料 100,000 円免除)

上記のとおり決定する。

年 月 日

学校法人 貞静学園

理事長 朴木 一史

(様式第2号)

指定校特待 授業料減免申請書兼決定書

年 月 日

学校法人 貞静学園

理事長 朴木 一史 殿

申請者 (保護者)

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、貞静学園短期大学授業料等減免規程第3条第1項第2号に基づき、下記のとおり授業料の減免を申請致します。

記

1. 受験番号 No. \_\_\_\_\_

2. 入学者氏名 \_\_\_\_\_

3. 減免理由 及び 減免内容 (該当番号に○をつけること。)

1 指定校特待A (授業料 500,000 円免除)

高等学校3年間の成績が特に優秀 (評定平均4.3以上) で、出願時までの出席が皆勤である者

2 指定校特待B (授業料 200,000 円免除)

高等学校3年間の成績が優秀 (評定平均3.7以上) で、出願時までの欠席が5日以内である者

2 指定校特待C (授業料 100,000 円免除)

高等学校3年間の成績が評定平均 3.2以上で、出願時までの欠席が10日以内である者

上記のとおり決定する。

年 月 日

学校法人 貞静学園

理事長 朴木 一史

(様式第2-2号)

指定校特待 2年次授業料減免申請書兼決定書

年 月 日

学校法人 貞静学園

理事長 朴木 一史 殿

申請者 (保護者)

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、貞静学園短期大学授業料等減免規程第3条第1項第2号に基づき、下記のとおり授業料の減免を申請致します。

記

1. 学籍番号 No. \_\_\_\_\_

2. 学生氏名 \_\_\_\_\_

3. 成績評価 (学修成果の評価等)

GPA 値 \_\_\_\_\_ (1年次のGPA値を記載すること。)

4. 特待生区分 (入学時の該当番号に○をつけること。)

1 指定校特待A (授業料 500,000 円免除)

2 指定校特待B (授業料 200,000 円免除)

2 指定校特待C (授業料 100,000 円免除)

上記のとおり決定する。

年 月 日

学校法人 貞静学園

理事長 朴木 一史

(様式第3号)

内部生特待 入学金減免申請書兼決定書

年 月 日

学校法人 貞静学園  
理事長 朴木 一史 殿

申請者 (保護者)

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、貞静学園短期大学授業料等減免規程第3条第1項第3号に基づき、下記のとおり  
入学金の減免を申請致します。

記

1. 受験番号                      No. \_\_\_\_\_
2. 入学者氏名                      \_\_\_\_\_
3. 入学金減免申請額              減免理由 及び 減免内容 (該当番号に○をつけること。)

- 1 内部生特待S (入学金 250,000 円免除)  
高等学校3年間の成績が特に優秀 (評定平均4.0以上) で、出願時までの  
出席が皆勤である貞静高等学校内部進学選考の合格者
- 2 内部生特待A (入学金 200,000 円免除)  
高等学校3年間の成績が優秀 (評定平均3.5以上) で、出願時までの出席  
が皆勤である貞静高等学校内部進学選考の合格者
- 3 内部生特待B (入学金 125,000 円免除)  
高等学校3年間の成績が評定平均3.2以上で、出願時までの欠席が10日  
以内である貞静高等学校内部進学選考の合格者
- 4 内部生特待C (入学金 80,000 円免除)  
上記、内部生特待1、2、3以外の貞静高等学校内部進学選考の合格者

上記のとおり決定する。

年 月 日

学校法人 貞静学園  
理事長 朴木 一史

(様式第4号)

貞静学園短期大学家族奨学金 授業料減免申請書兼決定書

年 月 日

学校法人 貞静学園  
理事長 朴木 一史 殿

申請者 (保護者)

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、貞静学園短期大学授業料等減免規程第4条に基づき、下記のとおり授業料の減免を申請致します。

記

1. 受験番号 No. \_\_\_\_\_
2. 入学者氏名 \_\_\_\_\_
3. 減免内容 初年度の各期において納入すべき授業料の2分の1免除
4. 減免理由 (該当番号に○をつけること。)
  - 1 貞静学園短期大学卒業者の子及び弟妹  
( \_\_\_\_\_ 年度卒業生 氏名 \_\_\_\_\_ )
  - 2 貞静学園保育福祉専門学校(前身校を含む)卒業者の子及び弟妹  
( \_\_\_\_\_ 年度卒業生 氏名 \_\_\_\_\_ )
  - 3 入学者の兄弟姉妹が本学に在学中の者  
( \_\_\_\_\_ 年在学 氏名 \_\_\_\_\_ )
5. 添付書類
  - 1 貞静学園短期大学又は専門学校の卒業又は在学を証明する書類(写し可)
  - 2 入学者の住民票(続柄記載)

上記のとおり決定する。

年 月 日

学校法人 貞静学園  
理事長 朴木 一史

(様式第5号)

社会人入試 入学金減免申請書兼決定書

年 月 日

学校法人 貞静学園  
理事長 朴木 一史 殿

申請者 (保護者)

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、貞静学園短期大学授業料等減免規程第5条に基づき、下記のとおり入学金の減免を申請致します。

記

1. 受験番号 No. \_\_\_\_\_
2. 入学者氏名 \_\_\_\_\_
3. 減免内容 入学金200,000円の免除

上記のとおり決定する。

年 月 日

学校法人 貞静学園  
理事長 朴木 一史

(様式第6号)

家賃補助制度 授業料減免申請書兼決定書

年 月 日

学校法人 貞静学園  
理事長 朴木 一史 殿

申請者 (保護者)

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、貞静学園短期大学授業料等減免規程第6条に基づき、下記のとおり1年次の授業料の減免を申請致します。

記

1. 受験番号 No. \_\_\_\_\_

2. 入学者氏名 \_\_\_\_\_

3. 減免申請額 \_\_\_\_\_ 円

(月額15,000円(年額180,000円)を上限に家賃補助)

4. 賃貸借契約期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日

5. 添付書類 賃貸借契約書(写し)及び住民票(続柄記載)

上記のとおり決定する。

年 月 日

学校法人 貞静学園

理事長 朴木 一史

(様式第6-2号)

家賃補助制度 2年次授業料減免申請書兼決定書

年 月 日

学校法人 貞静学園  
理事長 朴木 一史 殿

申請者 (保護者)

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、貞静学園短期大学授業料等減免規程第6条に基づき、下記のとおり2年次の授業料の減免を申請致します。

記

1. 受験番号 No. \_\_\_\_\_

2. 入学者氏名 \_\_\_\_\_

3. 減免申請額 \_\_\_\_\_ 円

(月額 15,000 円 (年額 180,000 円) を上限に家賃補助)

4. 賃貸借契約期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日

5. 添付書類 賃貸借契約書 (写し)、及び

入居の事実を確認できる書類(公共料金領収書等の (写し))

上記のとおり決定する。

年 月 日

学校法人 貞静学園  
理事長 朴木 一史

## 貞静学園短期大学 授業料等減免の成績基準等に関する内規

この内規は、貞静学園短期大学授業料等減免規程（以下「規程」という。）第8条第2項に基づき、第3条第1項第1号及び第2号にかかる授業料減免の成績基準等に関し、必要な事項を定める。

- 1 規程第3条第1項第1号「総合型チャレンジ特待」又は第2号「指定校特待」に該当し、次の1年次の成績基準を満たした者は、2年次前期に2年次授業料減免申請書（様式第1-2号又は様式第2-2号）を提出するものとする。
- 2 1年次の成績基準はGPA値とし、原則としてAが3.2以上、Bが2.7以上、Cが2.2以上とする。但し、学生生活において他の学生の模範となる等、大学への貢献度が高い者については、その活動も考慮する。
- 3 この内規の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

### 附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

### (参考)

貞静学園短期大学授業料等減免規程（抄）

#### (授業料の減免)

第8条 第3条第1項各号及び第5条により授業料等の減免を受けようとする者は、合格発表後入学手続までに、次の各号に定める申請書を、学長を経て理事長に提出しなければならない。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 第1号「総合型チャレンジ特待」 | 授業料減免申請書（様式第1号） |
| (2) 第2号「指定校特待」      | 授業料減免申請書（様式第2号） |
| (3) 第3号「内部生特待」      | 入学金減免申請書（様式第3号） |

2 前項第1号「総合型チャレンジ特待」又は第2号「指定校特待」に該当し、1年次の成績基準等を満たした者は、2年次前期に2年次授業料減免申請書（様式第1-2号又は様式第2-2号）を提出するものとする。成績基準等については本学の教授会において別に定める。